

一、相关新法令、新政策

● **著作权法(修订)**

【发布单位】全国人民代表大会常务委员会
 【发布文号】中华人民共和国主席令第 26 号
 【修订日期】2010-02-26
 【实施日期】1991-06-01

- 【提 示】此次修订内容如下：
- 删除原第四条第一款(即,“依法禁止出版、传播的作品,不受本法保护”)。
 第四条修改为:“著作权人行使著作权,不得违反宪法和法律,不得损害公共利益。国家对作品的出版、传播依法进行监督管理。”
 - 增加“关于著作权出质登记的内容”。
 即,第二十六条:“以著作权出质的,由出质人和质权人向国务院著作权行政管理部门办理出质登记。”

【法令全文】请点击以下网址查看:
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2010-02/26/content_1544852.htm

● **关于开展 2010 年外商投资企业联合年检工作的通知**

【发布单位】商务部等六部门
 【发布文号】商资函〔2010〕101 号
 【发布日期】2010-02-12
 【提 示】根据该通知:

联合年检 办公时间	2010 年 03 月 01 日至 06 月 30 日。
延长出资 期限	对于 2008 年 07 月 01 日以后出资期限到期且首期出资已经缴付的依法经营、资金紧张无法按期出资的企业,依企业申请继续允许延长出资期限至 2010 年底。
允许停业 时间延续	对于受国际金融危机影响,企业成立后超过 6 个月未开业,或者开业后自行停业连续 6 个月以上的,允许其延续至 2010 年底。

【法令全文】请点击以下网址查看:
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=332&myRandom=.925926703354439>

一、関連する新法令、新政策

● **著作権法(改正)**

【発布機関】全国人民代表大会常務委員会
 【発布番号】中華人民共和国主席令第 26 号
 【改正日】2010-02-26
 【施行日】1991-06-01

- 【コメント】この度の改正内容は次の通りである。
- 原第四条第一項(即ち、「法に照らして、出版、配布を禁止する作品は、本法の保護を受けない」)を削除した。
 第四条が次のように改められた。「著作権者が著作権を行使する場合、憲法及び法律を違反してはならず、公共の利益を損なってはならない。国は作品の出版、配布に対し、法に照らして監督管理を実施する。」
 - 「著作権質権設定登記に関する内容」が追加された。
 即ち、第二十六条:「著作権をもって質権設定登記を行う場合、質権設定者及び質権者は国务院著作権行政管理部门にて質権設定登記手続きを行う。」

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2010-02/26/content_1544852.htm

● **2010 年外商投資企業連合年度検査作業を実施することについての通知**

【発布機関】商務部等 6 部門
 【発布番号】商資函〔2010〕101 号
 【発布日】2010-02-12
 【コメント】本通知によると次の通りである。

連合年度検査 取扱期間	2010 年 3 月 1 日から 6 月 30 日まで。
出資期限の 延長	2008 年 7 月 1 日以降に出資期日が到来し且つ初回の出資額がすでに払い込まれている適法に経営し、資金繰り上り日通りに出資できない企業に対しては、申請を行うことにより出資期日を 2010 年末まで延長することを認める。
事業休止期 間の延長を 認める	世界的金融危機の影響を受け、企業を成立してから 6 ヶ月を過ぎても開業せず、又は開業後に連続して 6 ヶ月以上事業休止する場合、2010 年末までその状態を延長することを認める。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://wzj.saic.gov.cn/pub/ShowContent.asp?CH=ZCFG&ID=332&myRandom=.925926703354439>

● **増値税一般納税人資格認定管理办法**

- 【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国家税务总局令第 22 号
 【发布日期】2010-02-10
 【实施日期】该法令分别规定了 2010 年 03 月 01 日、2010 年 03 月 20 日两个时间，彼此存在矛盾，我们将继续予以关注。
 【提示】该办法根据《增值税暂行条例》及其实施细则等规定，对增值税一般纳税人资格认定和认定以后的资格管理进行了系统化规定（原有规定比较分散；被该法令废止），内容与原有规定相比也有较大修改（申请人范围、认定程序和提交资料；等）。简要介绍如下：

資格認定申請人範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>年应税销售额超过小规模纳税人标准的增值税一般纳税人（以下简称“纳税人”），除不予办理增值税一般纳税人资格认定的纳税人外：</u> 应当向主管税务机关申请一般纳税人资格认定。 ▪ <u>年应税销售额未超过小规模纳税人标准以及新开业的纳税人：</u> 可以向主管税务机关申请一般纳税人资格认定。 对于提出申请并且有固定的生产经营场所，能够按照国家统一的会计制度规定设置账簿，根据合法、有效凭证核算，能够提供准确税务资料的纳税人，主管税务机关应当为其办理一般纳税人资格认定。
不予办理资格认定的纳税人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 个体工商户以外的其他个人； 2. 选择按照小规模纳税人纳税的非企业性单位； 3. 选择按照小规模纳税人纳税的不经常发生应税行为的企业。

【备注】根据《增值税暂行条例实施细则》第二十八条，小规模纳税人的标准如下：
 1. 从事货物生产或者提供应税劳务的纳税人，以及以从事货物生产或者提供应税劳务为主，并兼营货物批发或者零售的纳税人，年应税销售额在 50 万元以下（含本数，下同）的；
 2. 除第 1 项纳税人外，年应税销售额在 80 万元以下的。
 【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://202.108.90.130/n480462/n501510/n567481/n567626/9564519.html>

● **増値税一般納税者資格認定管理弁法**

- 【発布機関】国家稅務總局
 【発布番号】国家稅務總局令第 22 号
 【施行日】2010-02-10
 【施行日】本法令は 3 月 1 日と 3 月 20 日という 2 つの時間を定めており、互いに矛盾しているが、この点について引き続き関心を払う必要がある。
 【コメント】本弁法は「増値税暫定条例」及びその実施細則等の規定に基づき、増値税一般納税者資格認定及び認定後の資格管理について系統的な規定を行い（従来の規定は相対的に分散しており、同法令により廃止された）、内容は従来の規定と比べ大きく改められた（申請者の範囲、認定手順及び提出書類、等）。以下、簡潔に紹介する。

資格認定申請者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>年間課税売上高が小規模納税者の基準を超えた増値税納税者（以下「納税者」という）。</u>増値税一般納税者資格認定しない納税者を除く。 主管稅務機關にて一般納税者資格認定を申請しなければならない。 ▪ <u>年間課税売上高が小規模納税者の基準を超えない、及び新規開業した納税者。</u> 主管稅務機關にて一般納税者の資格認定を申請することができる。 申請を行い且つ固定の生産經營場所を有し、国の統一した會計制度に基づき帳簿を設置することができ、適法且つ有効な証票に基づき計算し、正確な稅務資料を提供することのできる納税者に対しては、主管稅務機關は一般納税者資格認定を行うものとする。
資格認定しない納税者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人經營の商工業者以外のその他の個人。 2. 小規模納税者として納税することを選択した非企業性法人。 3. 小規模納税者として納税することを選択した課税行為が經常的に発生しない企業。

【備考】「増値税暫定条例實施細則」第二十八条によると、小規模納税者の基準は次の通りである。
 1. 貨物の生産に従事し又は課税勞務を提供する納税者、及び貨物の生産に従事し又は課税勞務を提供することを主とし、且つ貨物の卸売又は小売を兼業する納税者であり、年間課税売上高が 50 万元以下のもの。
 2. 第 1 項にいう納税者のほか、年間課税売上高が 80 万元以下のもの。
 【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://202.108.90.130/n480462/n501510/n567481/n567626/9564519.html>

● **外国企业常驻代表机构税收管理暂行办法**

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国税发〔2010〕18号
 【发布日期】2010-02-20
 【实施日期】2010-01-01
 【提示】该办法根据《企业所得税法》及其实施条例、《增值税暂行条例》及其实施细则、《营业税暂行条例》及其实施细则等规定，对外国企业常驻代表机构（以下简称“代表机构”）的税收管理进行了系统化规定（原有规定比较分散；被该法令废止），内容与原有规定相比也有较大修改（税务登记和提交材料、不再区分行业确定应纳税所得额、核定利润率不应低于15%、不再受理免税申请，等）。简要介绍如下：

申报纳税	代表机构应当就其归属所得依法申报缴纳企业所得税，就其应税收入依法申报缴纳营业税和增值税。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 代表机构应当依法设立会计账簿，进行记账和核算，准确计算其应税收入和应纳税所得额。 ▪ 代表机构账簿不健全，不能准确核算收入或成本费用，以及无法据实申报的，税务机关有权采取“经费支出换算收入”、“收入总额”两种方式核定其应纳税所得额。核定利润率不应低于15%。
不再受理免税申请	各地不再受理审批代表机构企业所得税免税申请，并按照该办法规定对已核准免税的代表机构进行清理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9562629.html>

● **非居民企业所得税核定征收管理办法**

【发布单位】国家税务总局
 【发布文号】国税发〔2010〕19号
 【发布日期】2010-02-20
 【实施日期】2010-02-20
 【提示】该办法根据《企业所得税法》及其实施条例等规定，对非居民企业所得税的核定征收进行了规定。与原《外商投资企业和外国企业所得税法》等相关规定相比，该规定明确规定了核定计算应纳税所得额的公式和核定利润率。该法令重要内容简要介绍如下：

● **外国企业常驻代表机构租税管理暂定弁法**

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国税発〔2010〕18号
 【施行日】2010-02-20
 【施行日】2010-01-01
 【コメント】本弁法は「企業所得税法」及びその实施条例、「増値税暫定条例」及びその实施细则、「營業税暫定条例」及びその实施细则等の規定に基づき、外国企業常駐代表機関（以下「代表機関」という）の租税管理について系統的に規定を行い（従来の規定は分散的であり、同法令により廃止された）、内容は従来の規定と比べ大きく改められた（税務登記及び提出書類、業種ごとに課税所得額を確定しないこと、利益率の査定は15%を下回ってはならないこと、免税申請を受理しないこと、等）。以下簡潔に紹介する。

納税申告	代表機関は、自己に帰属する所得について、法に照らして企業所得税の納付を申告し、課税収入について、法に照らして営業税及び増値税の納付を申告しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 代表機関は法に照らして会計帳簿を設置し、記帳及び計算を行い、その課税収入及び課税所得額を正確に計算しなければならない。 ▪ 代表機関の帳簿が健全でなく、収入又は原価費用を正確に計算できず、事実どおりに申告できない場合、税務機関は「経費支出から収入を換算する方法」、「収入総額」の2つの方法からその課税所得額を計算することができる。利益率の査定は15%を下回ってはならない。
免税申請を受理しない	各地において代表機関の企業所得税免税申請の審査許可は受理せず、且つ本弁法の規定に基づきすでに免税を認められた代表機関に対して見直しを行う。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9562629.html>

● **非住民企業所得税査定徴収管理弁法**

【発布機関】国家税務総局
 【発布番号】国税発〔2010〕19号
 【施行日】2010-02-20
 【施行日】2010-02-20
 【コメント】本弁法は「企業所得税法」及びその实施条例等の規定に基づき、非住民企業所得税の計算徴収について規定を行っている。従来の「外商投資企業及び外国企業所得税法」等の関係規定と比べると、同規定は課税所得額を計算する公式と利益率の査定を明確に定めている。本法令の重要な内容を以下に簡潔に紹介する。

适用范围	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 适用于在中国境内设立机构、场所的非居民企业。 ▪ 外国企业常驻代表机构企业所得税核定办法按照有关规定（即，《外国企业常驻代表机构税收管理暂行办法》）办理。
申报纳税	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 非居民企业应当依法设立会计账簿，进行记账和核算，准确计算其应纳税所得额，据实申报缴纳企业所得税。 ▪ 非居民企业因会计账簿不健全，资料残缺难以查账等原因不能准确计算并据实申报的，税务机关有权按照“收入总额”、“成本费用”或“经费支出换算收入”等方法核定其应纳税所得额。 ▪ 其中，核定利润率标准如下： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 承包工程作业、设计和咨询劳务：15%-30%； ➢ 管理服务：30%-50%； ➢ 其他劳务或劳务以外的经营活动：不低于15%。
劳务收入的确定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 非居民企业与中国居民企业签订机器设备或货物销售合同，同时提供设备安装、装配、技术培训、指导、监督服务等劳务，其销售货物合同中未列明提供上述劳务服务收费金额，或者计价不合理的，主管税务机关可以根据实际情况，参照相同或相近业务的计价标准核定劳务收入。无参照标准的，以不低于销售货物合同总价款的10%为原则，确定非居民企业的劳务收入。 ▪ 非居民企业为中国境内客户提供劳务取得的收入： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 凡其提供的服务全部发生在中国境内的，应全额在中国境内申报缴纳企业所得税。 ➢ 凡其提供的服务同时发生在中国境内外的，应以劳务发生地为原则划分其境内外收入，并就其在中国境内取得的劳务收入申报缴纳企业所得税。 <p>※即，按照劳务发生地原则进行确定。</p>

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9562846.html>

適用範圍	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 中国国内に機関、場所を設立した非住民企業に適用する。 ▪ 外国企業常駐代表機関企業所得税査定方法は関係規定（即ち、「外国企業常駐代表機関租税管理暫定弁法」）に基づき取り扱う。
納税申告	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 非住民企業は法に照らして会計帳簿を設置し、記帳と計算を実施し、その課税所得額を正確に計算し、事実どおりに企業所得税の納付を申告しなければならない。 ▪ 非住民企業が、会計帳簿が健全でなく、資料が欠落し帳簿を確認できない等の理由で正確に計算し事実どおりに申告できない場合、税務機関は「収入総額」、「原価費用」又は「経費支出にて収入を換算する」等の方法によりその課税所得額を計算することができる。 ▪ そのうち、利益率の査定基準は次の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 請負工事作業、設計及びコンサルティング労務：15%-30% ➢ マネジメントサービス：30%-50% ➢ その他の労務又は労務以外の経営活動：15%を下回らない。
労務収入の確定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 非住民企業と中国住民企業が機械設備又は貨物販売契約を締結し、同時に設備の取付、組立、技術訓練、指導、監督サービス等の労務を提供し、その貨物販売契約中に上記の労務サービスを提供する料金基準が明記されておらず、又は価格設定が合理的でない場合、主管税務機関は実際の状況に基づき、同一の又は類似する業務の価格設定基準を参考にして労務収入を査定することができる。参考基準がないものについては、貨物販売契約総額の10%を下回らないということをも原則として、非住民企業の労務収入を確定する。 ▪ 非住民企業が中国国内の顧客に労務を提供し取得した収入について <ul style="list-style-type: none"> ➢ 提供するサービスがいずれも中国国内で発生した場合、全額について中国国内で企業所得税の納付を申告しなければならない。 ➢ 提供するサービスが同時に中国内外で発生する場合、労務発生地を原則としてその国内外の収入を区分し、且つその中国国内で取得する労務収入について企業所得税の納付を申告しなければならない。 <p>※即ち、労務発生地原則に基づき確定する。</p>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9562846.html>

● 关于政府关停外商投资企业所得税优惠政策处理问题的批复

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2010〕69号

【发布日期】2010-02-12

【提示】根据该批复,关于外商投资企业因国家发展规划调整(包括城市建设规划等)被实施关停并清算,导致其不符合原《外商投资企业和外国企业所得税法》及过渡性政策规定的,应当补缴或缴回按原《外商投资企业和外国企业所得税法实施细则》第七十九条规定已享受的企业所得税优惠税款。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9563093.html>

● 税务行政复议规则

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局令第21号

【发布日期】2010-02-10

【实施日期】2010-04-01

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9563669.html>

● 2010年危险化学品烟花爆竹安全监管和非药品类易制毒化学品监管重点工作安排

【发布单位】国家安全生产监督管理总局办公厅

【发布文号】安监总厅管三〔2010〕18号

【发布日期】2010-02-23

【提示】该法令要求:

- 严格危险化学品生产、经营企业许可证审查,严格安全准入条件,加快淘汰不具备或不再符合安全生产条件的企业。
- 没有进入化工园区的危险化学品建设项目,一律不予安全生产许可;把从业人员资格条件纳入安全许可的内容。
- 新的化工建设项目必须进入化工园区;推动风险大的现有企业搬迁进入园区。

【法令全文】请点击以下网址查看:

http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2010/0224/85675/content_85675.htm

● 政府により閉鎖、生産・事業休止される外商投资企业所得税特惠措置取扱事項についての回答

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函〔2010〕69号

【発布日】2010-02-12

【コメント】本回答によると、外商投資企業が国家発展計画調整(都市建設計画等を含む)の理由から閉鎖、生産・事業休止を実施され且つ清算することにより、従来の「外商投資企業及び外国企業所得税法」及び段階的政策の規定に適合しなくなった場合、従来の「外商投資企業及び外国企業所得税法実施細則」第七十九条に基づきすでに享受した企業所得税特惠分を追納し又は払い戻さなければならない。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9563093.html>

● 税務行政不服審査規則

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局令第21号

【発布日】2010-02-10

【施行日】2010-04-01

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/n8136506/n8136593/n8137537/n8138502/9563669.html>

● 2010年危险化学品烟花爆竹安全监管並びに非薬品類容易に麻薬及び向精神薬に転換され得る化学品監督管理重点作業手配

【発布機関】国家安全生产监督管理总局办公厅

【発布番号】安监総庁管三〔2010〕18号

【発布日】2010-02-23

【コメント】本法令では次の要求を行っている。

- 危険化学品の生産、取扱企業の許可証の審査を厳格にし、安全許可条件を厳しくし、安全生産条件を具備せず又は基準に適合しなくなった企業の淘汰を加速する。
- 化学工業園區に進入しない危険化学品建設プロジェクトは、すべて安全生産許可を与えず、従業者資格条件を安全許可の内容に組み入れる。
- 新しい化学工業建設プロジェクトは必ず化学工業園區に進入しなければならず、リスクの高い既存の企業が園區に転入するよう推進する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

http://www.chinasafety.gov.cn/newpage/Contents/Channel_5330/2010/0224/85675/content_85675.htm

● 上海市外商投资企业 2009 年度联合年检公告(上海)

【发布单位】上海市商务委员会等七部门

【发布日期】2010-02-23

【提示】该公告对上海市外商投资企业 2009 年度联合年检工作安排如下：

参检企业	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2009 年 12 月 31 日前在上海市工商部门登记的外商投资企业应参加联合年检，其在上海市的经营性分支机构年检材料随隶属法人企业送工商部门。 × 2009 年 12 月 31 日前在上海市工商部门登记的从事经营活动的外国（地区）企业（承包商）和外省市外商投资企业在上海市设立的经营性分支机构不参加联合年检，应直接通过上海市工商部门网站申报工商年检。 × 国家工商总局直接登记的外商投资企业，由国家工商总局办理年检。
年检期间	<p>2010 年 03 月 01 日至 06 月 30 日。</p> <p>※备注：逾期不申报年检的，将面临工商、商务等部门的处罚。</p>
年检申报	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>联合年检（工商年检除外）</u>： 通过上海外商投资企业联合年检网站（网址：www.LHNJ.gov.cn）申报联合年检，并向上海市商务、财政、税务、统计、外汇等部门提交联合年检报告书。 ▪ <u>工商年检</u>： 通过上海市工商部门网上年检系统（www.sgs.gov.cn/netanni）或国家工商行政管理总局网站（www.saic.gov.cn）申报工商年检。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=14013>

● 2009 年度企业年检公告(上海)

【发布单位】上海市工商行政管理局

【发布日期】2010-02-23

【提示】根据该公告，2009 年 12 月 31 日前在上海市登记注册的各类企业、分支机构和经营单位应于 2010 年 03 月 01 日至 06 月 30 日通过上海市工商部门网上年检系统（www.sgs.gov.cn/netanni）申报 2009 年度工商年检（具体申报方法请查看[网上年检须知](#)），并按规定报送年检材料。

【法令全文】请点击以下网址查看：

● 上海市外商投资企业 2009 年度连合年度检查公告(上海)

【发布機関】上海市商務委員會等 7 部門

【発布日】2010-02-23

【コメント】本公告は上海市外商投资企业 2009 年連合年度検査作業を次のように手配している。

検査参加企業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2009 年 12 月 31 日までに上海市工商部門に登録した外商投資企業は連合年度検査に参加しなければならず、同企業の上海市の經營性分支機関の年度検査書類は隸属する法人企業のものと一緒に工商部門に提出する。 × 2009 年 12 月 31 日までに上海市工商部門に登録した經營活動に従事する外国（地区）企業（請負業者）及び外省市外商投資企業が上海市に設立した經營性分支機関が連合年度検査に参加しない場合、直接に上海市工商部門ウェブサイトを通じて工商年度検査を申告しなければならない。 × 国家工商総局が直接に登録した外商投資企業は、国家工商総局が年度検査を取り扱う。
検査期間	<p>2010 年 3 月 1 日から 6 月 30 日まで。</p> <p>※備考：期日を過ぎても年度検査を申告しない場合、工商、商務等の部門に処罰されるおそれがある。</p>
年度検査申告	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>連合年度検査（工商年度検査は除く）</u> 上海外商投資企業連合年度検査ウェブサイト（URL：www.LHNJ.gov.cn）を通し連合年度検査を申告し、且つ上海市商務、財政、税務、統計、外貨等の部門に連合年度検査報告書を提出する。 ▪ <u>工商年度検査</u> 上海市工商部門オンライン年度検査システム（www.sgs.gov.cn/netanni）又は国家工商行政管理総局ウェブサイト（www.saic.gov.cn）を通し工商年度検査を申告する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=14013>

● 2009 年度企業年度検査公告(上海)

【発布機関】上海市工商行政管理局

【発布日】2010-02-23

【コメント】本公告によると、2009 年 12 月 31 日までに上海市で登記登録した各種企業、分支機関及び經營法人は 2010 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間中に上海市工商部門オンライン年度検査システム（www.sgs.gov.cn/netanni）を通じて 2009 年度工商年度検査（具体的な申告方法はオンライン[年度検査の注意事項](#)を参照）を申告し、且つ規定に基づき年度検査資料を提出しなければならない。

<http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=14014>

- [关于在全省开展 2010 年外商投资企业联合年检的公告（浙江）](#)

【发布单位】浙江省商务厅等七部门

【发布日期】2010-02-26

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://news.lhni.gov.cn/news/NewsListDetail.aspx?id=360>

- [2009 年度企业所得税汇算清缴纳税人须知（北京）](#)

【发布单位】北京市国家税务局

【发布日期】2010-01-20

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.bjsat.gov.cn/contentpage/article.jsp?nfoid=48258>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

- [国务院常务会议研究进一步落实重点产业调整振兴规划](#)

国务院总理温家宝日前主持召开国务院常务会议，研究部署进一步贯彻落实重点产业调整和振兴规划。会议内容包括：

- 继续实施家电下乡和汽车、家电以旧换新政策，扩大补贴产品范围，支持新能源汽车示范推广。
- 建设先进制造业基地和现代产业集群。推动电子信息、轻工、纺织等产业向中西部地区加快转移。
- 控制钢铁、水泥、电解铝、焦炭、电石等行业产能总量。提高落后产能企业和项目使用能源、资源、环境、土地的成本。
- 推进企业兼并重组。
- 加强关键领域和重要环节的技术改造。

（里兆律师事务所 2010 年 02 月 26 日整理编写）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.sgs.gov.cn/getPubInfo.action?pi.id=14014>

- [全省にて 2010 年外商投资企业联合年度检查实施的公告（浙江）](#)

【発布機関】浙江省商務庁等 7 部門

【発布日】2010-02-26

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://news.lhni.gov.cn/news/NewsListDetail.aspx?id=360>

- [2009 年度企业所得税の仮納付後の調整納税者に関する注意事項（北京）](#)

【発布機関】北京市国家税务局

【発布日】2010-01-20

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.bjsat.gov.cn/contentpage/article.jsp?nfoid=48258>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

- [国务院常务会议にて重点产业调整振兴计划を一層遂行することが検討された](#)

国务院温家宝总理は先頃国务院常务会议の開催を主宰し、重点产业调整及び振兴计划の遂行を一層貫徹する手配の検討を行った。会議の内容は主に次の通りである。

- 家電の農村部での普及及び自動車、家電の買換政策を引き続き実施し、補助製品の範囲を拡大し、新エネルギー自動車の模範的推進を支援する。
- 先端製造業拠点及び近代産業の群落を建設する。電子情報、軽工業、紡織等の産業の中西部地域への加速的移転を推進する。
- 鋼鉄、セメント、電解アルミ、コークス、カーバイド等の産業生産能力の全体量を制御する。立遅れた生産能力企業及びプロジェクトがエネルギー、資源、環境、土地を使用するコストを引き上げる。
- 企業の統合再編を推進する。
- 主要分野及び重要な段階における技術改良を

強化する。

(里兆法律事務所が2010年2月26日付で作成)

● 簡析《侵权责任法》框架下的产品责任（连载之二/共二篇）

上期《里兆法律资讯》(Issue 191)中，我们对产品责任的“定义”和“归责原则”等进行了简要分析，以下我们将继续探讨。

产品责任的承担主体

如同《产品质量法》，《侵权责任法》将产品责任的承担主体严格限定在生产者和销售者这两类主体之上。发生产品责任的，被侵权人只能向这两类主体请求赔偿，而不能直接向其他主体（例如：产品的运输者等）请求赔偿。

较《产品质量法》进步的是，《侵权责任法》同时也规定了缺陷产品的运输者、仓储者的法律责任。根据《侵权责任法》，因运输者、仓储者等第三人的过错使产品存在缺陷，造成他人损害的，产品的生产者、销售者赔偿后，有权向第三人追偿。该规定进一步完善了侵权责任的追偿体系，有利于保护生产者和销售者的合法权益。

产品责任的承担方式

如同《产品质量法》，《侵权责任法》同样以“损害赔偿”作为产品责任的重要责任承担方式。与《产品质量法》不同的是，《侵权责任法》并不以“损害赔偿”作为产品责任的唯一责任承担方式，《侵权责任法》在此方面有如下突破：

1. 增加了“排除妨碍、消除危险”这一责任承担方式。显然，在增加这一责任承担方式后，被侵权人将不需要等到产品缺陷已经造成损失的情况下，才来主张侵权责任。此举有利于防范“损失”于未然，更高效地发挥法律的“定分止争”作用。
2. 特别规定了“惩罚性赔偿”。根据《侵权责任法》，在同时符合以下条件的情况下，被侵权人有权主张“惩罚性赔偿”：
 - 对缺陷产品的生产、销售存在故意（明知产品存在缺陷仍然生产、销售）；
 - 且，缺陷产品投入流通后，造成他人死亡或健康严重损害。

遗憾的是，《侵权责任法》并未规定“惩罚性赔偿”的计算方式、限额等，这给此后司法机关在审理类似案件时留下了较大的自由裁量空间。

● 「不法行為法」枠組における製造物責任を簡潔に分析する（連載第2回目/連載2回）

前号の「里兆法律情報」(Issue 191)では、製造物責任の「定義」及び「責任帰属」等について簡潔に分析した。以下、続けて検討する。

製造物責任を負担する主体

「PL法」と同じく、「不法行為法」は製造物責任の負担主体を製造者と販売者というこの2つの主体に厳しく限定している。製造物責任が発生した場合、被侵害者はこの2つの主体に対してのみ賠償を請求することができ、直接に他の主体（たとえば、製品の輸送者等）に賠償を請求することはできない。

「PL法」と比べて進歩した点は、「不法行為法」は欠陥製品の輸送者、倉庫保管者の法的責任も同時に定めていることである。「不法行為法」によると、輸送者、倉庫保管者等の第三者の故意・過失により製品に欠陥が存在し、他人の損害をもたらした場合、製品の製造者、販売者はこれを賠償した後、第三者に償還請求することができる。この規定により不法行為責任の償還請求体制が一層整備され、製造者と販売者の適法な権益の保護に有益である。

製造物責任の負担方法

「PL法」と同じく、「不法行為法」は「損害賠償」を製造物責任の重要な責任負担方法としている。ただし、「不法行為法」は「損害賠償」を製造物責任の唯一の責任負担方法とはしていない点が「PL法」とは異なり、「不法行為法」はその点において次の進展があると考えられる。

1. 「妨害を除去し、危険を取り除く」という責任負担方法を追加した。言うまでもなく、この責任負担方法を追加した後は、被侵害者は製品の欠陥により損失をもたらされるという状況になってからでないと不法行為責任が主張できないということではなくなった。これは「損失」を未然に防ぐに当たり効果があり、法律の「紛争予防」の役割を一層効果的に発揮させるものである。
2. 「懲罰的損害賠償」を特別に規定した。「不法行為法」によると、同時に次の条件に適合した場合、被侵害者は「懲罰的損害賠償」を主張することができる。
 - 欠陥製品の製造、販売に故意が存在するとき（製品に欠陥があることを知っていたりながら製造し、販売したとき）。
 - また、欠陥製品を市場に投入し流通させた後、他人を死亡させ又は健康に著しい損害をもたらしたとき。

残念ながら「不法行為法」は「懲罰的損害賠償」の計算方式、限度額等を規定していないため、その後に類似案件を審理する司法機関に大きな自由裁量権の余地を与えることになる。

給产品生产者、销售者的建议

律师理解，与以《产品质量法》为代表的已有产品责任法律体系相比，《侵权责任法》在产品责任方面主要有以下三个方面的突破：

1. 更加严格了生产者的产品责任，明确了在发生“除外事由”的情况下，产品生产者、销售者应及时采取警示、召回等补救措施；
2. 明确了产品运输者、仓储者造成产品缺陷情况下的侵权责任；
3. 丰富了产品责任承担方式，增加了“排除妨碍、消除危险”这一责任承担方式，并规定了“惩罚性赔偿”。

律师理解，上述突破中，除第 2 项对生产者、销售者有所保护（生产者、销售者可以向有责任的运输者、仓储者追偿，实际上也有利于生产者、销售者及时向被侵权人进行赔偿）之外，其他更加侧重于保护被侵权人的利益。由此，产品生产者、销售者应更加注重防范产品责任。律师对此给出如下建议：

1. 加强产品出厂质量管理，严格依据法律规定，以及有关国家标准、行业标准等进行产品生产；
2. 加强产品流通环节管理，建立完善的产品流通跟踪制度，通过合同约定等形式明确上游和下游经销商的义务及其法律责任；
3. 加强产品研发和售后服务，密切跟踪产品的销售、使用动态，发现产品存在缺陷的，应立即采取补救措施，防止损失进一步扩大；
4. 积极投保产品责任保险，分散风险；等等。

综上，作为侵权责任的一种，产品责任因其牵涉到社会生活的各个方面而备受关注。在《侵权责任法》施行之后，产品生产者、销售者的产品责任将会有所加重。由于《侵权责任法》是一部基本民事立法，其对产品生产者、销售者的实际影响如何，还有待后续立法以及司法实践予以进一步明确。

备注：

请点击以下网址，查看相关法令的全文内容：

《中华人民共和国侵权责任法》
http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497435.htm

《中华人民共和国产品质量法》

製品製造者、販売者に対する助言

筆者の認識では、「PL 法」を代表とする既存の製造物責任法律体系と比較した場合、「不法行為法」は製造物責任の方面で次の 3 つの方向において進展がある。

1. 製造者の製造物責任を一層厳しくし、「免責事由」が発生した場合に、製品製造者、販売者は遅滞なく注意喚起、リコール等の救済措置を講じなければならないことを明確にした。
2. 製品の輸送者、倉庫保管者が製品の欠陥をもたらした場合の不法行為責任を明確にした。
3. 製造物責任負担方法を豊かにし、「妨害を除去し、危険を取り除く」という責任負担方法を追加し、且つ「懲罰的損害賠償」を定めた。

筆者の認識では、上記の進展は、第 2 号の製品製造者、販売者に対する保護（製造者、販売者は責任のある輸送者、倉庫保管者に償還請求することができ、実際には製造者、販売者が遅滞なく被侵害者に賠償を行うにあたり有益である）のほか、その他は被侵害者の利益を守ることに一層の重点を置いている。このことから、製品の製造者、販売者は製造物責任の防備に一層注意しなければならない。筆者からは以下のとおり提案する。

1. 製品出荷時の品質管理を強化し、法律の規定、及び国の関係規準、業種基準等を厳格に遵守し、製品を製造する。
2. 製品の流通段階の管理を強化し、完全な製品流通追跡制度を構築し、契約の約定等の形式を通じて川上及び川下の代理店の義務及びその法的責任を明確にする。
3. 製品の研究開発及びアフターサービスを強化し、製品の販売及び使用の動向を密接に追跡し、製品に欠陥が存在することを発見した場合には、直ちに救済措置を講じ、損失の更なる拡大を防止する。
4. 製造物責任保険を積極的に付保し、リスクを分散する。等

以上から、不法行為責任の 1 つとして、製造物責任は社会生活の各方面に影響するものであるため関心が払われるが、「不法行為法」の施行後は、製品製造者、販売者の製造物責任はより重くなるはずである。「不法行為法」は基本民事立法の 1 つであり、製品の製造者、販売者に対する実際の影響がどのようであるかについては、立法及び司法の実践により一層明確にしていく必要がある。

備考：

関係する法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。

「中華人民共和國權利侵害責任法」

http://www.gov.cn/flfg/2009-12/26/content_1497435.htm

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/flgz/zlxq/jd/200701/t20070130_27668.htm

（里兆律师事务所 2010 年 02 月 26 日整理编写）

「中華人民共和国製造物責任法」

http://www.aqsiq.gov.cn/zwgk/flgz/zlxq/jd/200701/t20070130_27668.htm

（里兆法律事務所が 2010 年 2 月 26 日付で作成）